

(平成27年1月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

関東千葉厚生年金 事案 5640（事案 1366 及び 4804 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 9 月 15 日から 20 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 16 年 4 月に A 社 B 支所に入社し、17 年 3 月 11 日に従業員のまま C（地名）へ派遣され、20 年 6 月 10 日に D（地名）の陸軍航空隊へ入営するまで、同社の従業員のまま、海軍嘱託として勤務したが、申立期間が厚生年金保険被保険者とされていないため、年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時。以下「千葉委員会」という。）に年金記録の確認申立てをこれまでに 2 回行ったところ、いずれも記録の訂正が必要とは認められなかった。

これまでも主張してきたが、私の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、年金記録の欠落を示す「名簿紛失」等の記載がある。

また、A 社 E 支店（B 支所）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、昭和 17 年 2 月 1 日付けで労働者年金保険被保険者資格を取得している者に係る被保険者記号番号は、連続しておらず突然大幅に番号がとんでいるなど不自然な点が多く見られ、明らかに不完全な名簿である。

さらに、旧台帳は当局が管理する公的記録であるが、そこに年金記録の欠落を示す記載があるところ、当該記載を否定するのであれば、当局側が積極的にその立証を行う必要があると思うが、日本年金機構 F 年金事務所（以下「F 年金事務所」という。）は、前述の被保険者名簿の紛失の有無について、当初は「紛失している。」とし、次に「紛失はなく、作成されたもの全てが保管されている。」とし、この度は「紛失があったか否かは不明。」とし、回答内容を二転三転させており全く立証できていない。

加えて、厚生労働省社会・援護局の記録によると、私は海軍無給嘱託と

して申立期間にA社から給与の支払があったことが確認できる上、労働者年金保険実務提要には、私のような海外勤務者であっても事業所から給与の支払が引き続き行われている場合は、被保険者とする旨が記載されており、申立期間についても当然被保険者とするべきである。

この度、F年金事務所は、前述の被保険者名簿については紛失があったか否かは不明とした上、私の申立期間における年金記録の回復は第三者委員会の調査・審議が必要であると回答してきたため、同委員会に再度申立てをすることにした。

第三者委員会は、年金事務所の記録管理の不備を認めて、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 「A社社史」によれば、昭和17年9月15日に動員令が発令されたことに伴い、大規模な組織改編があったことがうかがえ、申立人は、同日に被保険者資格を喪失していることから、同日に被保険者とならない取扱いをうけることとなったと推認できること、ii) 海軍徴傭航空輸送部規定から、海軍は、A社職員を海軍の嘱託としたことは読み取れるが、厚生年金保険の取扱いに関しては確認できないこと、iii) 日本年金機構Gブロック本部H事務センター（以下「H事務センター」という。）記録審査グループは、「旧台帳の「名簿紛失」の記載は、当時の担当者が照合作業を行った際に何らかの理由で被保険者名簿を確認できず記載したと思われるが、被保険者名簿は存在していたので当該記載は誤って記載されたものであると考える。」と回答していること、iv) 申立人の旧台帳においては、既に外地に勤務していた申立人が同年1月1日に労働者年金保険法の被保険者資格を取得（施行同年6月1日）し、同年9月15日に資格喪失していることが確認できることから、既に千葉委員会の決定に基づき、平成21年12月2日付け及び24年9月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、旧台帳に年金記録の欠落を示す「名簿紛失」等の記載が確認できるところ、F年金事務所は、「名簿紛失」等についての説明を二転三転させており、当該「名簿紛失」等の記載と年金記録の欠落との関連性を否定できていないこと等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしいと主張している。

これまでに、H事務センターは、A社E支店（B支所）に係る被保険者名簿の紛失等について、平成23年2月23日付け年金記録確認I地方第三者委員会（当時。以下「I委員会」という。）宛ての回答において「名簿の紛失は事実と考えます。」とし、次に24年7月27日付けI委員会宛ての回答において、「名簿に紛失はなく、作成されたもの全てが保管されています。」

とし、25年9月13日付けI委員会宛て及び千葉委員会宛ての回答において「名簿について紛失等があったのかどうかは不明です。」として、回答を変遷させたのは事実であり、このことを踏まえると、H事務センター及びF年金事務所が申立人に対し、十分説明を尽くしていたとまでは言えない。

ところで、A社E支店（B支所）の被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、労働者年金保険の保険料徴収が開始された昭和17年6月から同社E支店（B支所）が終戦により厚生年金保険の適用事業所ではなくなる20年8月までの全ての期間において加入記録が有り、かつ旧台帳が確認できる18人について調査したところ、17人の旧台帳には、申立人と同じ「名簿紛失」等の記載が有ることが確認できる。

また、A社の他の支所における被保険者の記録を見ると、同社J支所において昭和17年9月15日付けで32人が、同社K支所において同年9月16日付けで51人が被保険者資格を喪失しており、申立人の資格喪失日とほぼ同時期に多数の被保険者が資格を喪失していることが確認できる。これらの者のうち事情を聴取できた複数の者が、「被保険者資格を喪失した後も、海外の事業所で勤務していた。」旨陳述しており申立人と同様の状況がうかがえるものの、前述のJ支所の32人及びK支所の51人のうち、旧台帳を確認できた全ての者の旧台帳には「名簿紛失」等の記載は無い。

さらに、H事務センターは、A社E支店（B支所）の被保険者名簿について、「紛失等があったか否かは不明である。」としているものの、現存する被保険者名簿について、表紙部分の標題が「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」となっており、昭和19年6月以降に作成されたことがうかがわれること、一方、被保険者の一覧が記載されたページでは「労働者年金保険ノ記号番號」と印刷された様式を使用しており、同年6月以降の資格取得者が記載されたページにおいて「厚生年金保険ノ記号番號」と印刷された様式を使用していること、旧台帳に17年12月14日付けの氏名変更訂正の履歴のある被保険者の被保険者名簿には、訂正前の氏名を抹消し訂正後の氏名を記載していることから、被保険者名簿は表紙部分を除き19年以前から存在しており、同年6月以降に作成された表紙部分と併せて編てつされているものと考えている旨回答している。

これらのことを考慮すると、申立人の旧台帳における「名簿紛失」等の記載については、A社における申立人の申立期間に係る年金記録が欠落していたことを示すものとは言えず、当該記載をもって、申立人が申立期間において同社E支店（B支所）の被保険者であったと認めることはできない。

加えて、H事務センターが管理する記号番号払出簿及び同払出補助簿において、L健康保険出張所（当時）が昭和17年1月から20年8月までの期間に払い出した被保険者記号番号を調査したが、現存のA社E支店（B支所）の被保険者名簿に記載されている者に払い出された記号番号以外に、同社同

支店に払い出されている記号番号は確認できず、当該調査においても、申立人が申立期間において同社の被保険者であった事実は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社E支店（B支所）の厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料として、「F年金事務所の回答書」（平成25年9月13日付け）及び「申立人とF年金事務所との質疑応答録」（平成25年5月1日付け）を提出しているが、これらの資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことは確認できない。

加えて、独立行政法人国立公文書館が保管するA社・留守宅払本局経理支払分（昭和20年度）には、申立人の支払明細書がつづられているところ、当該支払明細書を見ると、昭和20年4月から同年10月までの期間について、申立人の給与が国内の留守宅に支払われているものの、当該期間の給与から厚生年金保険料は、控除されていないことが確認できる。

このほかに、申立期間について、千葉委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。